

## 資料編

# 1. 豊田市子ども条例

○豊田市子ども条例

平成 19 年 10 月 9 日

条例第 70 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)

第 2 章 子どもにとって大切な権利(第 4 条～第 8 条)

第 3 章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障(第 9 条～第 11 条)

第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第 12 条～第 20 条)

第 5 章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復(第 21 条～第 26 条)

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証(第 27 条～第 30 条)

第 7 章 雑則(第 31 条)

### 附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

#### (定義)

第 2 条 この条例で「子ども」とは、18 歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

(1) ありのままの自分が認められること。

(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。

(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。

(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。

(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。

(7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第 11 条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

#### 第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第 12 条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第 13 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第 14 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第 15 条 市は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

(4) 過激な暴力や性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害や加害

(6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

## 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

### (子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

### (擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査を行うこと。

(4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

### (擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

### (勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

### (勧告や要請などの内容の公表)

第 25 条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第 26 条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

#### 第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第 27 条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画(以下「子ども総合計画」といいます。)を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第 28 条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。

2 推進会議の委員は、30 人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 推進会議には、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

(推進会議の仕事)

第 29 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

(1) 子ども総合計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

3 推進会議は、前 2 項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。



(報告、提言など)

第 30 条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

#### 第 7 章 雑則

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 19 条並びに第 5 章及び第 6 章の規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成 20 年 3 月規則第 4 号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第 19 条及び第 6 章の規定は同 20 年 6 月 1 日から、第 5 章の規定は同 20 年 10 月 1 日から施行)

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行します。

(豊田市社会福祉審議会条例の一部改正)

2 豊田市社会福祉審議会条例(平成 12 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 26 年 10 月 1 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

(豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例(平成 22 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和 5 年 6 月 30 日条例第 58 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 豊田市子ども規則

○豊田市子ども規則

平成 20 年 3 月 28 日

規則第 3 号

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 豊田市子ども会議(第 3 条・第 4 条)

第 3 章 豊田市子どもの権利擁護委員(第 5 条～第 17 条)

第 4 章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(第 18 条～第 25 条)

第 5 章 雑則(第 26 条)

### 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊田市子ども条例(平成 19 年条例第 70 号。以下「条例」といいます。)第 31 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

(子どもの定義)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が 18 歳又は 19 歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設

(3) 前 2 号に準ずる学校や施設

第 2 章 豊田市子ども会議

(委員)

第 3 条 条例第 20 条に規定する豊田市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)の委員は、公募により市長が選びます。

(子ども会議の意見)

第 4 条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第 3 章 豊田市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第 5 条 条例第 21 条第 1 項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

- 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

- 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。
- 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

- 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

- 2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
  - (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
  - (3) 申立ての趣旨
  - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
  - (5) 権利の侵害の内容
  - (6) 他の機関への相談などの状況
- 2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。
- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。

- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。
  - (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
  - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
  - (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
  - (8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。
- (調査の中止など)
- 第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。
- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者(以下「申立人など」といいます。)に速やかに通知しなければなりません。
- (市の機関に対する調査など)
- 第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。
- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整(以下単に「調整」といいます。)をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。
- (市の機関以外のものに対する調査など)
- 第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。
- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。
- (身分証明証の提示)
- 第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。
- (相談室の設置など)

第 15 条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室(以下「相談室」といいます。)を豊田市小坂本町 1 丁目 25 番地(豊田産業文化センター内)に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、相談室の事務を管理します。

(相談室の開館日及び開館時間)

第 16 条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までを除きます。

| 開館日          | 開館時間              |
|--------------|-------------------|
| 水曜日、木曜日及び土曜日 | 午前 10 時から午後 6 時まで |
| 金曜日          | 午前 10 時から午後 8 時まで |

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

(相談の受付)

第 17 条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までを除きます。

| 受付日          | 受付時間             |
|--------------|------------------|
| 水曜日、木曜日及び土曜日 | 午後 1 時から午後 6 時まで |
| 金曜日          | 午後 1 時から午後 8 時まで |

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

#### 第 4 章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長各 1 人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第 19 条 推進会議の会議(以下「会議」といいます。)は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(会議の特例)

第 20 条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第 2 項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しません」と、同条第 3 項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとします。

(委員)

第 21 条 条例第 28 条第 3 項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第 22 条 条例第 28 条第 5 項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第 9 条に定めるもののほか、次項から第 4 項までに定めるところによります。

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第 18 条第 2 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第 19 条及び第 20 条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第 19 条第 1 項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第 20 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合(前項の規定により準用する第 20 条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。)には、同項の規定により準用する第 19 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第 23 条 条例第 28 条第 6 項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条に定めるもののほか、次項及び第 3 項に定めるところによります。

- 2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第 18 条第 2 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第 19 条及び第 20 条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第 19 条第 1 項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第 20 条第 1 項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第 24 条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第 19 条の規定は、部会の会議について準用します。

(庶務)

第 25 条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

### 附 則

この規則中第 2 章及び第 4 章の規定は平成 20 年 6 月 1 日から、第 3 章の規定は平成 20 年 10 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日規則第 69 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行します。

附 則(平成 24 年 12 月 27 日規則第 92 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日規則第 22 号)

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行します。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日規則第 147 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日規則第 35 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



### 3. 年齢区分表

| 呼称等  | 年齢区分                                                                                                                                                      | 法令等                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 子ども  | 18 歳未満の人と 18 歳又は 19 歳の人で、学校や施設※に在学、入所している者<br>※学校教育法に規定する高等学校又は中等学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設                                                                      | 豊田市子ども条例<br>豊田市子ども規則 |
|      | 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者                                                                                                                          | 子ども・子育て支援法           |
| こども  | 心身の発達の過程にある者                                                                                                                                              | こども基本法               |
| 乳幼児期 | 義務教育年齢に達するまで                                                                                                                                              | こども大綱                |
| 児童   | 満 6 歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢児童)                                                                                             | 学校教育法                |
|      | 18 歳未満の者                                                                                                                                                  | 児童福祉法<br>児童の権利に関する条約 |
|      | 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者                                                                                                                          | 児童手当法                |
|      | 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者                                                                                              | 児童扶養手当法              |
|      | 20 歳未満の者                                                                                                                                                  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法       |
| 学童期  | 小学生年代                                                                                                                                                     | こども大綱                |
| 生徒   | 小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者(学齢生徒)<br>高等学校に在学する者(生徒)                                                              | 学校教育法                |
| 思春期  | 中学生年代からおおむね 18 歳まで                                                                                                                                        | こども大綱                |
| 青少年  | 小学校就学の始期から 18 歳未満までの者                                                                                                                                     | 豊田市青少年相談センター条例       |
| 青年期  | おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者※も対象とする。<br>※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者(子供・若者育成支援推進大綱) | こども大綱                |
| 若者   | 思春期及び青年期の者                                                                                                                                                | こども大綱                |



## 豊田市 こども・若者レポート

発行：豊田市（令和7（2025）年8月発行）

編集：豊田市こども・若者部 こども・若者政策課